

死亡後に支給された給与等

Q：私の夫は、3月10日に交通事故に遭い死亡しました。私は、夫が在勤していた会社から、夫の死亡後次の給与等の支給を受けましたが、この給与等の課税関係を教えてください。

- (1) 2月分の遅配給与
- (2) 3月分の給与（毎月25日支給）
- (3) 死亡を原因とする退職金

A：死亡した人の給与等で、その死亡前に支給期の到来していたものは所得税の課税対象となり、死亡後に支給期の到来したものは相続税の課税対象となります。

ご質問の場合、(1)の遅配給与は、所得税の課税対象となり、更に相続税の課税価格計算の基礎に算入されます。この場合、課税された所得税額は、相続税の課税価格計算上債務控除の対象になります。(2)の給与及び(3)の退職金は、所得税の課税対象とはならず、相続税の課税価格計算の基礎に算入されることになります。

【解説】

給与等の収入計上時期は、契約又は慣習により支給日が定められている場合、その支給日とされていますので、現実を受け取ったのが死亡後であっても、亡くなった人の給与等として所得税の課税対象となります。

一方、死亡した人に係る給与等及び退職手当等で死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税法の規定により相続税の課税価格計算の対象とされるものについては、所得税は課税されないで相続税の課税対象となります。

